

報告第14号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和5年7月6日処分）

令和5年7月18日提出

筑西市長 須藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和5年7月6日

筑西市長 須 藤 茂

記

- 1 相手方 水戸市在住個人
- 2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

- 3 損害賠償の額 金120,780円

## 別 記

- 1 事故の種類 車両物損事故
- 2 事故の相手方 水戸市在住個人
- 3 事故の概要

令和5年4月7日午後7時頃、相手方運転の車両が市立明野中学校敷地から市道に出るため同校の北西の門を通過した際、強風により移動した門扉に接触し、相手方車両右側面を破損させた。

なお、当該事故の過失割合は、当市10割である。